京都社会福祉事業企業年金基金にかかる取扱い規程 　[新旧対照表]

第1制度の「加入要件」や「掛金の基礎額（俸給等）」を福祉医療機構の加入登録と同一とする設定にしている規程が対象です。

設定を変更しない場合、福祉医療機構に加入していることが前提となっているため、第2制度の導入ができませんのでこのモデルを参考に規程の変更をお願いいたします。

**新旧対照表の作成例2：「福祉医療機構の加入要件に連動している」・「2条2項の設定が無い」**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人の名称 | **社会福祉法人　共済福祉会** |
| 取扱い規程の対象となる**厚生年金保険適用事業所**の名称 | **共済苑** |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| **第2条　基金への加入者の範囲は、厚生年金被保険者である者のうち、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度の加入要件に適合する者。** | **第2条　基金への加入者の範囲は、厚生年金被保険者である者のうち、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している者。** |
| **2.前項に定める範囲の者は、全員を加入者とする。** | **（新設）** |
| **3.加入者のうち第2標準掛金の対象となる範囲は、次の者とする。****・同条第1項に定める範囲のうち、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入していない者** |  |
|  |  |
| **第3条　第1項（略）** | **第3条　第1項（略）** |
| **2.前項の俸給等は、社会福祉施設等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度の本俸月額の算出基準により得た額とする。** | **2.前項の俸給等は、社会福祉施設等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度の本俸月額と同額とする。** |
| **3.基金の給付額および掛金額の算定の基礎となる第2標準給与月額は、次に定める額とする。****・●千円（月額）** | **（新設）** |
| **（略）** |  |
| **附則　（平成28年4月1日改正）** **(施行日)****第1条　この規程は、平成28年4月1日から改正し同日から施行する。** |  |